

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和3年6月30日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県稲沢市奥田酒伊町1番地	
氏 名 株式会社 サカイナゴヤ	
代表取締役社長 中谷 好秀	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0587(21)2121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
業 場 の 名 称	株式会社 サカイナゴヤ
事 業 場 の 所 在 地	愛知県稲沢市奥田酒伊町1番地
計 画 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	11：繊維工業
② 事 業 の 規 模	製造品出荷高 296,209万円
③ 従 業 員 数	158人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排水処理：汚泥→再生処理業者に委託して、肥料として再資源化及び焼却後セメント原料化他 製造工程：廃プラスチック類→再生処理業者に委託して、固形燃料とし再資源化他、埋立て 製造工程：廃油→再生処理業者に委託して、再生燃料として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

環境管理委員会（環境管理責任者）

環境管理事務局

産業廃棄物改善部会（産業廃棄物改善部会 会長）

専門管理委員

排水処理管理者、PRTR管理責任者、特別産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	排出量	601t	420 t	2 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥→排水処理場の汚泥濃縮装置の設置により汚泥量を削減した。 ・スチール缶→更にドラム及びコンテナ化を進めた。 ・紙類等を、自社便を使い有価物として、産廃物を削減した。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	排出量	1000 t	400 t	3 t
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥→排水処理設備の効率を上げて汚泥の含水率を削減する。 ・有価物を増やし、産業廃棄物削減にさらに取り組む。 ・排水基準を守り、汚泥量の適正化を継続する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、金属くず、繊維くず、廃油はそれぞれに分別し、管理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特に計画はない

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和2年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に実施計画はない			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（令和元年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に実施計画はない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和２年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特に実施計画はない			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和２年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	全処理委託量	601 t	420 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	268 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	601 t	348 t	2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・可能な限り再利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかってきた。			

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	廃油（含水廃油）
	全処理委託量	1,000 t	400 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	300 t	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,000 t	300 t	3 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・出来る限り優良認定処理業者を選定する。 ・食品汚泥の増加に伴い、工場汚泥の肥料としての再資源化が困難となった。 ・委託先処理業者には、優良認定処理業者を含み、定期的に現場確認をする。			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。